

国 港 総 第 130 号
国 港 技 第 21 号
令 和 7 年 5 月 22 日

各地方整備局副局長（次長） 殿

港 湾 局 長
（公印省略）

緊急随意契約を行う建設コンサルタント業務等における
共同企業体の取扱いについて

地方整備局（港湾空港関係に限る）が発注する建設コンサルタント業務等（契約業者取扱要領（以下「取扱要領」という。）第7条の2（測量調査）及び第7条の3（建設コンサルタント等）に掲げる業務をいう。以下同じ。）において、会計法第29条の3第4項に基づく随意契約を行う場合の共同企業体の取扱いについて、別紙のとおり運用基準を定めたので、適切な運用を図られたい。

緊急随意契約を行う建設コンサルタント業務等における 共同企業体運用基準

緊急を要する建設コンサルタント業務等において、确实かつ円滑な実施を図ることを目的として結成する共同企業体（以下「業務等共同企業体」という。）と会計法第29条の3第4項に基づく随意契約を締結する場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 対象業務

災害が発生した場合における応急対策業務に関し締結した包括的協定（以下「災害協定」という。）に基づく事業者の特定及び出動要請を行い、契約を行うこととなった建設コンサルタント業務等に限る。ただし、業務等共同企業体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、業務等共同企業体との契約が適当でないものについては、この限りではない。

2 業務等共同企業体の内容

（1）構成員の数

構成員の数は、2又は3社とする。

（2）組合せ

構成員の組合せは、当該発注に対応する業種（取扱要領第7条の2（測量調査）または第7条の3（建設コンサルタント等）をいう。）の有資格業者の組み合わせであるものとする。

（3）出資比率要件

すべての構成員の出資比率は、次の各号に掲げる構成員数ごとにそれぞれ当該各号に定める割合以上であるものとする。

- 一 構成員2社 30パーセント
- 二 構成員3社 20パーセント

（4）代表者要件

代表者の要件は、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 出資比率が構成員中最大の者であるものとする。
- 二 等級の異なる者の間では、上位等級の者で、かつ出資比率が構成員中最大の者であるものとする。

3 業務等共同企業体協定書

業務等共同企業体協定書は、「緊急随意契約を行う建設コンサルタント業務等における共同企業体運用基準の運用について」（令和7年5月22日付け国港総第131号、国港技第22号）を参照するものとする。

4 適格性審査等

(1) 副局長（又は次長）及び事務所長（以下「副局長等」という。）は、災害協定に基づき特定を行おうとする事業者が業務等共同企業体である場合は、契約の相手方として適格であるかどうかの審査を行うための申請を行わせるものとする。

(2) 副局長等は、(1)の規定による申請をする者に対し、随意契約適格性審査申請書（様式1）を提出させるものとする。

随意契約適格性審査申請書には、申請する業務等共同企業体の構成員にかかる資格審査決定通知書及び業務等共同企業体協定書を添付させるものとする。

(3) 副局長等は、申請を受けた業務等共同企業体について、次の各号に掲げる事項により審査を行い、契約の相手方として適格か否か決定する。

- 一 業務等共同企業体の構成員の数、組合せ、業務形態及び代表者要件
- 二 その他副局長等が必要と認める事項

(4) 決定の結果については、随意契約適格決定通知書（様式2 又は様式3）により通知するものとする。

(5) (4)による決定は、決定の対象となった業務についてのみ有効とするものとする。

5 契約書

契約書に関する事項については、「緊急随意契約を行う建設コンサルタント業務等における共同企業体運用基準の運用について」（令和7年5月22日付け国港総第131号、国港技第22号）を参照するものとする。

6 業務等共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い

(1) 災害協定に基づく事業者の特定を行うまでの期間に業務等共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合については、当該指名停止措置を受けた者（以下「被指名停止会社」という。）を含む業務等共同企業体との契約は行わない。

(2) (1)の場合においては、被指名停止会社以外の構成員については、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに業務等共同企業体を結成し、4(1)の規定による申請を行うことができるものとする。

(3) (2)にかかわらず、残余の構成員が2社である場合においては、当該2社が新たに業務等共同企業体を結成することにより、4(1)の規定による申請を行うことができるものとする。

7 実施期日

この基準は、通知を発出した日から実施するものとする。

(様式1)

随意契約適格性審査申請書（建設コンサルタント業務等）

貴地方整備局（港湾空港関係）が随意契約により発注する〇〇〇〇〇〇業務に係る業務等共同企業体の結成について、適格性の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業

（会社名）

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

（会社名）

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

（会社名）

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

令和 年 月 日
殿

共同体名

（代表者）住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名：

電 話：

F A X：

（構成員）住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

（構成員）住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

記載要領

- 登録事業名の記入にあたっては、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）の18の登録事業に限るものとする。
- 宛名については、申請を行う副局長等とする（例：〇〇地方整備局副局長 殿）。

(様式2)

随意契約適格決定通知書（建設コンサルタント業務等）

業 務 名
郵便番号
住 所
宛 名
代 表 者

殿

年 月 日

副局長等名

さきに審査申請のあった標記について、適格であると決定しましたので、その旨通知します。

有効期限 決定の日から当該業務の完了する日までとする。

なお、この通知書受領後に随意契約適格性審査申請書（建設コンサルタント業務等）の記載事項又は営業所の変更があった場合若しくは合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

(様式3)

随意契約適格決定通知書（建設コンサルタント業務等）

業 務 名
郵便番号
住 所
宛 名
代 表 者

殿

年 月 日

副局長等名

さきに審査申請のあった標記について、適格でないと決定しましたので、その旨通知します。